

## NeObit 端末返還特約

株式会社オービット（以下「当社」といいます。）の弊社が提供する電気通信サービスに係る契約約款に定める通常料金契約（既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「本サービス契約」といいます。）の申込みと同時に当社に対して端末機器その他の物品（当社が本特約を適用しない旨の別段の意思表示を行ったものを除きます。以下「対象物品」といいます。）の購入に係る契約（無償で対象物品の提供を受ける契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。）の申込みを行う者（以下「お客様」といいます。）は、本サービス契約の締結において、NeObit 端末返還特約（以下「本特約」といいます。）の各条項に同意するものとします。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する契約約款及び条件等が適用されるものとします。

### 第1条（端末売買契約の解除）

当社は、お客様が初期契約解除制度（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 26 条の 3 に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。）に基づき本サービス契約を解除した場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

### 第2条（対象物品の返還等）

- 1 お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した対象物品（その個装箱及び取扱説明書その他の付属品を含みます。以下同じとします。）を原状に復した上で、当社が指定する期日（以下「返還期日」といいます。）までに、当社が指定する場所に返還するものとします。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。
- 2 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象物品以外の私物等を同梱した場合、当社にて確認後、お客様に返送いたします。なお、当該返送にかかる送料は、お客様負担とします。
- 3 前項に基づき当社から返送した私物等をお客様が受領せず、運送業者より当社に返送された場合、当社は、当該私物等についてお客様が所有権を放棄したものとみなし、到着日より 10 日以内に当社の判断で処分できるものとします。なお、当該処分に要した費用について、当社はお客様に請求できるものとします。
- 4 当社は、対象物品についてお客様から支払われた代金がある場合、お客様から全ての対象物品が返還されたことを当社にて確認できた後、お客様が指定する金融機関口座に振込む方法により返金いたします。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。
- 4 当社は、次条の規定に基づきお客様に機器損害金の支払債務が生じた場合は、当該支払債務と、当社のお客様に対する返金にかかる支払債務とを対当額にて相殺するものとします。

### 第3条（機器損害金の支払義務）

- 1 当社は、返還期日を経過してもなお対象物品が返還されない場合又は返還された対象物品に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、お客様は、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社指定の金融機関

口座へ当該請求額を支払うものとしします。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとしします。

- 2 前項に定める機器損害金は、端末売買契約における当該対象物品の売買代金と同額としします。
- 3 第一項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該本商品等の所有権は契約者に移転します。

#### 第4条（遅延損害金）

お客様が機器損害金について支払期日を経過してもなお支払債務を履行しない場合、お客様は、支払期日の翌日から完済の日に至るまでの年 14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合としします。）による遅延損害金を、当社に対して支払うものとしします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとしします。なお、当該支払いに必要な振込手数料その他の費用はお客様が負担するものとしします。

#### 第5条（管轄裁判所）

本特約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。